

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-518185(P2004-518185A)

【公表日】平成16年6月17日(2004.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2004-023

【出願番号】特願2002-527905(P2002-527905)

【国際特許分類】

**G 0 6 K 17/00 (2006.01)**

【F I】

G 0 6 K 17/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月21日(2005.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 カード読取装置であって、

着脱可能な、印が形成されたインターフェースカードを受容可能なレセプタクルと、

(a) 前記インターフェースカードのメモリから読まれる、前記印の一つを識別する第1データと、

(b) 前記インターフェースカードを識別する第2データとを受信するデータ受信ユニットと、

前記一つの印が選択された場合に、前記第1及び第2データに基づいてサービスを提供するように構成されているサービス提供装置へ前記第1データを送信し、前記カード読取装置の前記レセプタクルへ前記インターフェースカードが挿入されてから抜かれるまでの間、前記第2データを前記サービス提供装置へ複数回送信する送信ユニットとを備えることを特徴とするカード読取り装置。

【請求項2】 前記第2データは、前記一つの印の前記選択において、前記サービス提供装置へ送信されることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項3】 前記第2データは、前記一つの印が選択から解放された場合に、前記サービス提供装置へ送信されることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項4】 前記第2データは、前記カード読取り装置から前記インターフェースカードが抜かれる際に、前記提供装置へ送信されることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項5】 前記第2データは、前記選択の位置が移動した場合に、前記サービス提供装置へ送信されることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項6】 前記第2データは擬似乱数であることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項7】 前記第2データは、前記カードが前記レセプタクルに挿入されるたびにインクリメントされることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項8】 前記第2データは前記インターフェースカードの前記メモリに格納されることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項9】 前記サービス提供装置はセットトップボックスであることを特徴とする請求項1に記載のカード読取り装置。

【請求項10】 前記サービス提供装置はパーソナルコンピュータであることを特徴

とする請求項 1 に記載のカード読み取り装置。

【請求項 1 1】 前記インターフェースカードが前記カード読み取り装置に装着された際に、前記第 2 データが前記サービス提供装置に送信されることを特徴とする請求項 1 に記載のカード読み取り装置。

【請求項 1 2】 前記第 2 データはサービス識別子であることを特徴とする請求項 1 に記載のカード読み取り装置。

【請求項 1 3】 前記サービス識別子は利用のためにベンダーによってアプリケーションによりセットされることを特徴とする請求項 1 2 に記載のカード読み取り装置。

【請求項 1 4】 前記サービス識別子は、中央当局によって前記ベンダーに割り当てられることを特徴とする請求項 1 3 に記載のカード読み取り装置。

【請求項 1 5】 印が形成された基板を具備するインターフェースカードを受け入れ可能なレセプタクルを有するカード読み取り装置において実行されるプログラムであって、

(a) 前記インターフェースカードのメモリから読まれる、前記印の一つを識別する第 1 データと、

(b) 前記インターフェースカードを識別する第 2 データとを受信する処理のためのコードと、

前記一つの印が選択された場合に、前記第 1 及び第 2 データに基づいてサービスを提供するように構成されているサービス提供装置へ前記第 1 データを送信し、前記カード読み取り装置の前記レセプタクルへ前記インターフェースカードが挿入されてから抜かれるまでの間、前記第 2 データを前記サービス提供装置へ複数回送信する処理のためのコードとを具備するプログラム。

【請求項 1 6】 前記プログラムは、前記カード読み取り装置中のコンピュータ可読な媒体上に格納されていることを特徴とする請求項 1 5 に記載のプログラム。

【請求項 1 7】 印が形成された基板を具備するインターフェースカードを受け入れ可能なレセプタクルを有するカード読み取り装置のためのデータ送信方法であって、

(a) 前記インターフェースカードのメモリから読まれる、前記印の一つを識別する第 1 データと、

(b) 前記インターフェースカードを識別する第 2 データとを受信するステップと、

前記一つの印が選択された場合に、前記第 1 及び第 2 データに基づいてサービスを提供するように構成されているサービス提供装置へ前記第 1 データを送信し、前記カード読み取り装置の前記レセプタクルへ前記インターフェースカードが挿入されてから抜かれるまでの間、前記第 2 データを前記サービス提供装置へ複数回送信するステップとを備えることを特徴とするデータ送信方法。

【請求項 1 8】 形成された印と、データを格納するメモリとを具備するインターフェースカードをカード読みむカード読み取り装置であって、

着脱可能な、印が形成された基板を具備するインターフェースカードを受容するレセプタクル手段と、

(a) 前記インターフェースカードの前記メモリから読まれる、前記印の一つを識別する第 1 データと、

(b) 前記インターフェースカードを識別する第 2 データとを受信する受信手段と、

前記一つの印を選択した場合、前記第 1 データによって識別されるサービスを提供する外部装置へ、前記第 1 データを送信し、前記カード読み取り装置の前記レセプタクルへ前記インターフェースカードが挿入されてから抜かれるまでの間、前記第 2 データを前記外部装置へ複数回送信する送信手段とを備えることを特徴とするカード読み取り装置。

【請求項 1 9】 カードインターフェースシステムであって、

印が形成された基板を具備する着脱可能なインターフェースカードと前記インターフェースカードを受容可能なレセプタクルを具備するカード読み取り装置と、

(a) 前記インターフェースカードのメモリから読まれる、前記印の一つを識別する第 1 データと、

(b) 前記インターフェースカードを識別する第 2 データとを受信するデータ受信ユニット

トと、

前記一つの印が選択された場合に、前記第1及び第2データに基づいてサービスを提供するように構成されているサービス提供装置へ前記第1データを送信し、前記カード読取装置の前記レセプタクルへ前記インターフェースカードが挿入されてから抜かれるまでの間、前記第2データを前記サービス提供装置へ複数回送信する送信ユニットとを備えることを特徴とするカードインターフェースシステム。